資料１

生活支援サービス体制整備の進捗状況

●「生活支援コーディネーター」を平成27年4月より地域包括支援センターに配置

※生活支援コーディネーターは、地域の支え合い活動を発掘したり、新たな支え合いの活動を推進する役割を担う

・平成27年11月に「生活支援コーディネーター養成研修」を受講

●検討会議の開催状況及び検討結果

会議名		開催日	参加者
1	生活支援サービス推進会議（準備会）	6月9日	・社協・社協ヘルパーステーションみなみ ・訪問介護あすなろ ・シルバー人材センター（2人） ・行政職員　計13人
2	生活支援サービス推進会議	7月28日	・連合自治会・民生委員児童委員協議会連合会 ・老人クラブ連合会・社会福祉協議会 ・社協ヘルパーステーションみなみ ・訪問介護あすなろ・シルバー ・行政職員　計8人
3	生活支援サービス検討会議	8月7日	・行政職員　計14人
4	通所型サービス部会 （通所介護サービス事業所代表者会）	8月21日	・社協やすらぎ介護センター ・すこやかリハビリセンター ・通所介護事業所やまさき白寿園・デイかえで園 ・デイちくさの郷・ぷらっとホームさつき ・行政職員　計6人
5	生活支援サービス検討会議	8月7日	・行政職員　計14人
6	社会福祉協議会との打ち合わせ	10月27日	・社協職員・行政職員　計７人

【検討結果】

①日常生活圏域に設置する「生活支援コーディネーター」は宍粟市社協に委託する方向で検討

②一次予防事業は「いきいき百歳体操」の普及を重点的に取り組み、現行の委託事業は廃止の方向で検討

③二次予防事業は提供体制を見直し、継続実施の方向で検討

●平成27年度の今後の取り組み

（１）生活支援サービス（見守り・配食・買い物・家事援助等）

民間事業所が行っている生活支援サービスの情報収集

（２）訪問系サービスの再構築

利用対象者のガイドラインを作成

（３）通所系サービスの再構築

<u>通所型サービスA</u>の運営基準の作成

※通所型サービスAとは、現在の通所介護サービスの運営基準を、市が独自に設定するサービス事業所です

認知症地域支援推進員の活動状況

●「認知症地域支援推進員」を平成27年4月より地域包括支援センターに配置

※認知症地域支援推進員は、認知症に関する医療と介護の流れを強化し、認知症施策の推進において中心的な役割を担う

・平成27年７月に「認知症地域支援推進員養成研修」を受講

●認知症地域支援推進員の役割と具体的活動

役　　割	具体的な活動	回数
１．医療・介護等の支援ネットワーク構築 ①認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築 ②認知症ケアパスの作成・普及等 ※認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れ	・西播磨認知症疾患医療連携協議会運営委員会 ・宍粟市認知症施策検討会 等	12回
２．認知症対応力のための支援 関係機関等と連携し以下の事業の企画・調整を行う ①介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援 ②「認知症カフェ」等の開設 ③認知症ライフサポート研修などの認知症多職種協働研修の実施 ④「認知症サポーター養成講座」の企画・実施 ⑤その他認知症に関する普及啓発	・認知症カフェへの開設支援 ・認知症キャラバンメイト連絡会 ・認知症サポーター養成講座の開催 （対象：西信職員・警察職員・地域住民等） 等	15回
３．相談支援・支援体制構築 ①認知症の人や家族等への相談支援 ②「認知症初期集中支援チーム」との連携等による、必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるため調整	・ケースカンファレンスへの参加 等	1回
４．その他の認知症関連事業	・認知症予防教室の開催 ・研修会への参加 等	23回

●平成27年度における今後の取り組み

（１）上記活動の継続

（２）認知症カフェの新規開設（市内５か所）への支援

（３）介護職員対象の研修会の開催

（４）地域住民向けの認知症施策のＰＲチラシの作成

■宍粟市がめざす介護の将来像（地域包括ケアシステム）

国が示す地域包括ケアシステムの５つの要素「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供し、高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるよう地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築をめざします。

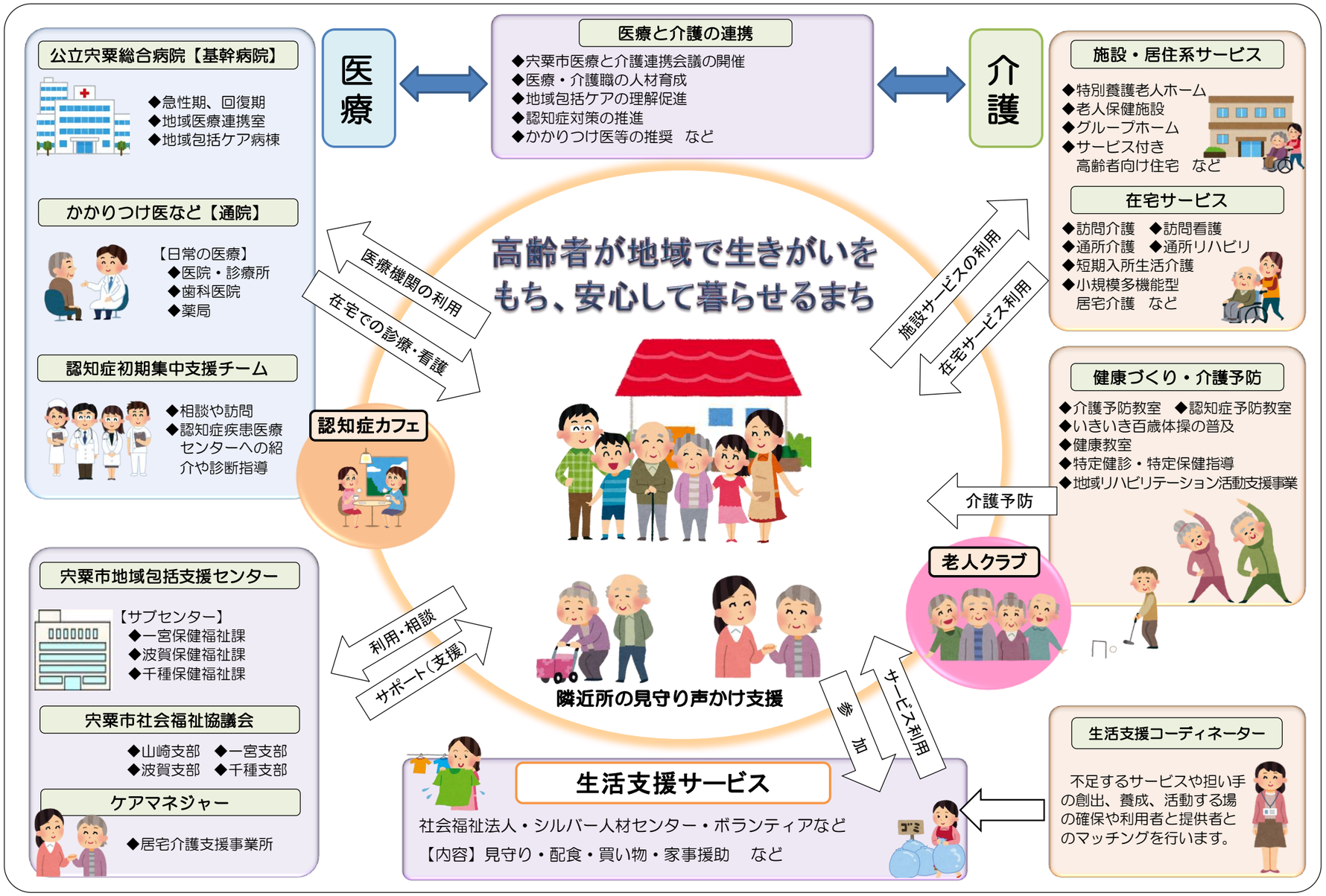

【地域包括ケアシステムがめざすもの】

- 市民が安心して住み慣れた地域で、つながりをもちながら生活できる。
- 高齢化や疾患によって生活のしづらさが生じた時は、家族や近隣、ボランティアの支援を受けることができる。
- 医療や介護が必要になった時には、切れ目のない医療・介護サービスを個々に応じて受けることができる。
- 個人の尊厳や財産を守ることが保障されている。